

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26285015

研究課題名(和文) 労働法の実現手法に関する総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive Research on Measures for Implementation of Labour and Employment Laws

研究代表者

山川 隆一 (YAMAKAWA, Ryuichi)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60158079

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 7,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、まず労働法の実現手法の全体像を把握したうえで、比較法的検討もふまえて、近年では、法違反を行った企業名の公表という手法の活用、労働紛争の解決制度における、公益の実現の促進の観点からの紛争解決手続の利用支援、自発的な法の遵守を促進するための、ポスター掲示の義務付け等を通じた法の周知の促進や、シンボルマークの使用許可などの社会的インセンティブの付与など、注目すべき動向がみられることを明らかにした。また、雇用情報の開示等により労働政策上の要請に応えた企業の評判を高める手法など、労働市場における情報の利用という観点からの新たな手法が有益であることを理論的に根拠づける試みを行った。

研究成果の概要(英文)： This research project first clarified the whole picture of the measures of implementation of labour and employment laws. Then, this research project pointed out the development of new measures of implementation such as (1) naming and shaming of employers who violated laws, (2) assistance for utilization of procedures for resolving labour and employment disputes for the purpose of promoting public interests, and (3) the promotion of voluntary compliance through requiring employers to post documents that explain the content of labour and employment laws and permitting the use of symbol marks that indicates that the employer has taken desirable steps in light of labour policies. In addition, this research project provided theoretical basis for recent regulations that require employers to disclose their employment conditions in order to enhance competitiveness in the labour market with better reputation among jobseekers.

研究分野：労働法

キーワード：労働法の実効性確保 労働紛争の解決 コンプライアンス ソフトロー

1. 研究開始当初の背景

近年、いわゆる「ブラック企業」問題などのように、労働法の実現のあり方が問われる事態が生じており、他方で、いわゆるソフトロー的な性格をもつ法規が増えるなど、労働法の実現のための手法の多様化が進んでいる。しかしながら、こうした労働法の実現手法という問題については、政策上も重要な意味をもつにもかかわらず、これまで理論的な検討がほとんどなされてこなかったため、この問題について研究を行う必要性が大きい状況であった。

2. 研究の目的

以上のような背景のもとで、本研究は、労働法の実現手法についての総合的な研究を行うことを目的としたものである。具体的には、わが国における労働法の実現手法をめぐる現状と課題を明らかにしたうえで、先進国における労働法の実現手法についての比較法的検討を行い、以上の検討を踏まえて、労働法上の具体的な規律事項ないし問題領域も念頭に置きつつ、労働法の実現手法の内容を整理・解明するとともに、今後の労働法の実現手法のあり方についても一定の提言を行い、将来におけるわが国の労働政策の検討に貢献することを目的としている。

3. 研究の方法

まず、労働法の実現手法についての分析の視角や検討の対象・範囲につき、理論的な検討や実態調査を行った文献を研究することを通じて明らかにするとともに、わが国における労働法の実現手法についての現状を把握する。そのうえで、米・英・独・仏4か国を中心として、先進国における労働法の実現手法につき、現地の労働法の研究者との意見交換や、政府機関の訪問等による運用面の実態調査を含めて、比較法的な検討を行う。こうした検討の成果を踏まえて、具体的な規律事項ないし問題領域も念頭に置きつつ、労働法の実現手法のあり方や課題を明らかにする一方で、より実効性のある労働法の実現手法についての検討を行い、国内や国外において、検討結果の発表やそれについての意見交換を行うなどして、研究成果を共有・発信し、今後の研究や政策的貢献のさらなる充実を図る。

4. 研究成果

(1) 労働法の実現手法の概念把握と整理

本研究では、まず、文献研究等により、労働法の実現手法の全体像を把握するための基礎作業を行い、その結果、おおまかにいえば、法違反に対して、刑事制裁や行政取締等により公権的な対応を図る手法、私人間の紛争解決を通じて法的ルールを実現する手法、自発的な法の遵守ないし法に沿った対応の促進を図る手法があることが明らかになった(後掲論文等)。

(2) 労働法の実現手法の現状と最近の動向

以上を基礎として、文献研究や海外での聴き取り調査や意見交換等を行い、それぞれの労働法の実現手法の実情を把握するとともに、それぞれの手法における新たな動向について把握することを試みた。その結果、たとえば、の公権的な対応としては、古典的な刑事制裁や行政取締に加えて、企業名公表という手法が各国において活用されるようになってきていること、の私人間の紛争解決を通じてした手法については、公益の実現を促進するという観点から、紛争解決システムの利用を支援するしくみが採用され、また、国によっては行政機関が訴訟を提起しうるしくみが採用されていること、の自発的な法の遵守や法に沿った対応の推進等を図る手法としては、助成金等による経済的な支援の他に、米国等において発展しているポスター掲示の義務付け等を通じてより有効な法の周知を図る手法、シンボルマークの使用許可などの社会的インセンティブを付与する手法などの新たな手法がとられるに至っていることなどを明らかにした(後掲論文等)。

なお、研究の開始時点では「労働法」の実現手法が主に念頭に置かれていたところ、研究を進める中で、これを含めて、「労働政策」の実現手法といういわば上位概念を別個に観念しうること、近年みられた、賃上げに関する政労使会議などによる対応がこれに含まれることも明らかになった。また、ここでいう労働政策の実現手法としては、「労働法」による実現に限らず、労働政策上の要請に合致した企業に税制上のインセンティブを与える手法や、そうした企業に対して、いわゆる「公契約」の締結において一定の優遇措置を行う手法などが採用されていることが示された。さらに、労働法分野において、法律により特定の労働条件等の実施を強制するのではなく、各企業に自らの問題点の認識・分析とそれに対応した改善計画の策定を義務づけるという手法をとるものが出てきているが、こうした法律が、新たな労働政策の実現手法としての意味をもつことも指摘した(後掲論文等)。

(3) 労働市場における情報という観点からの労働法の実現手法

そして、労働法の分野においても、従来型の政策実現手法に加えて、一定の政策目的(たとえば職場における女性活躍の推進)を実現するという観点から、労働条件や雇用環境、あるいはそれらの改善計画を社会に公表することを求め、労働政策上の要請に応えた企業の労働市場における評判を高め、有能な人材を惹きつける機会を与えることで、政策的な要請への積極的な対応の促進についてのインセンティブを与える手法、逆に、労働法に違反した企業に対し、求人受理の拒否という形で労働市場における情報の流通を遮

断し、それを通じて法違反の抑制を図る手法など、労働市場における情報の利用という観点からの新たな手法が有益であることを理論的に根拠づける試みを行った（後掲論文）。以上のような情報の利用等を通じた労働政策の実現という視点については、厚生労働省の設置した「働き方の未来 2035：一人ひとりが輝くために」と題する懇談会に研究代表者が参加していたことから、同懇談会におけるプレゼンテーションにおいてその重要性を指摘した（注 1）。同懇談会の報告書 16 頁の「働く人が適切に選択できるための情報開示」という項目には、同旨の視点が盛り込まれており（注 2）、具体的な政策の方向性についても何らかの貢献ができたのではないかと考えている。

(4) ポリシーミックス・相互補完の視点
また、上述した、法違反に対して公権的な対応を図る手法、私人間の紛争解決を通じて法的ルールを実現する手法、自発的な法の遵守等を図る手法はそれぞれが無関係に存在するものではなく、相互に補完しうるものであり、ポリシーミックスとして実現を図るべきものであることも明らかになった（後掲論文等）。

特に、労働紛争の解決と行政による監督との連携については、国際労働機関（ILO）とわが国の労働政策研究・研修機構が共催した国際会議において指摘し、その結果を公表した英文書籍でも示されている（後掲図書）。この点以外についても、本研究の成果は、国際学会等での報告という形で世界に向けて発信してきている（後掲学会発表・等）。

(5) 具体的法領域における労働法の実現手法

以上の他に、本研究では、具体的な法領域をとりあげ、そこでの労働法の実現手法について検討する作業も行った。たとえば、不当労働行為の救済手続において、労働委員会はその特色をどのように発揮しているかという問題（後掲論文）。倒産手続下において、労働委員会による不当労働行為の救済はどのように行われるべきかという問題（後掲論文）。最近しばしば話題になっている労働時間についての規制はどのように行われるべきかという問題（後掲論文）また、労働者派遣の法規制において、行政指導・監督や刑事制裁などの公法的手法、及び派遣先との直接雇用申込みみなしなどの私法的手法がどのような役割を果たすべきかという問題（後掲図書）などにつき、各法分野の特質を踏まえた法の実現手法のありかたにつき提言を行っている。

(注)

(1) 厚生労働省ホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000120080.html>)

(2) 厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000132302.pdf)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 7 件)

山川 隆一、労働市場における情報開示等の規律と労働政策、季刊労働法、査読無、256号、2017、82-92

Ryuichi Yamakawa, Policy Measures to Tackle Violations of Labor and Employment Laws in Japan, Japan Labor Review, 査読無、vol. 13, no.4, 2016, 98-118

桑村 裕美子、労働時間の法政策的検討、日本労働研究雑誌、査読無、679号、2016、9-17

池田 悠、倒産手続下での不当労働行為救済手続の取扱い、日本労働法学会誌、査読無、127号、2016、70-86

Ryuichi Yamakawa, The Law of the Labor Relations Commission: Some Aspects of Japan's Unfair Labor Practice Law, Japan Labor Review, 査読無、Japan Labor Review, vol. 12, no.4, 2015, 51-63

山川 隆一、「違法労働」と労働政策、日本労働研究雑誌、査読無、654号、2014、74-84

山川 隆一、労働法における法の実現手法、佐伯仁志責任編集・岩波講座現代法の実態第 5 巻『法の実現手法』、査読無、2014、171-199

〔学会発表〕(計 4 件)

Yumiko Kuwamura, Atypische Beschäftigung und Arbeitsrecht in Japan, Nachhaltiges Arbeits- und Sozialrecht in der alternden Gesellschaft in Japan und Deutschland, ボン(ドイツ連邦共和国)、2017.2.17

池田 悠、倒産手続下での不当労働行為救済手続の取扱い、日本労働法学会第 130 回大会、東北大学(宮城県仙台市)、2015.10.18

Ryuichi Yamakawa, Rethinking Measures of Implementation of Labour Laws and Policies, International Labour and Employment Relations Association, 17th World Congress, ケープタウン(南アフリカ共和国)、2015.9.10

Ryuichi Yamakawa, Performance and Evaluation of Japanese Systems for Resolution and Prevention of Individual Labour Disputes As a Basis of Designing Effective Systems, JILPT-ILO Joint International Seminar on Performance of Prevention and Resolution Mechanisms and Processes for Individual Labour Disputes, ホテルグランドパレス(東京都千代田区)

2015.2.23

〔図書〕(計2件)

鎌田 耕一=諏訪 康雄(第7編、第10編
執筆: 山川 隆一) 三省堂、労働者派遣法、
2017、332

Minawa Ebisui, Sean Cooney, & Collin
Fenwick, eds. (Chapter 6: Japan, Ryuichi
Yamakawa), Resolving Individual Labour
Disputes: A Comparative Overview,
International Labour Office, 2016, 347

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山川 隆一 (YAMAKAWA, Ryuichi)
東京大学・大学院・法学政治学研究科・教
授
研究者番号: 60158079

(2) 研究分担者

池田 悠 (IKEDA, Hisashi)
北海道大学・大学院・法学研究科・准教授
研究者番号: 00456097

石崎 由希子 (ISHIZAKI, Yukiiko)
横浜国立大学・大学院・国際社会科学研
究院・准教授
研究者番号: 50547817

桑村 裕美子 (KUWAMURA, Yumiko)
東北大学・大学院・法学研究科・准教授
研究者番号: 70376391